

山梨県立男女共同参画推進センターにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月19日
(令和2年6月19日改訂)
(令和2年7月14日改訂)
(令和2年8月1日改訂)
(令和2年10月1日改訂)
(令和2年10月21日改訂)
(令和2年12月4日改訂)
(令和3年7月1日改訂)
(令和4年2月4日改訂)

山梨県男女共同参画推進センター

I はじめに

本ガイドラインは、山梨県が示した「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」（令和2年11月27日改訂）に則り、山梨県男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合・ぴゅあ峡南・ぴゅあ富士）における新型コロナウイルス感染拡大予防策として遵守すべき事項を整理したものです。

II 具体的取組①（施設貸出にあたっての注意事項等）

【3密の回避】

1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 換気扇を有する室については、利用時はスイッチを入れるとともに、各室出入口の扉は、原則として開放し、必要に応じて扇風機を併用する。あわせて、30分に1回・5分程度、各室において扉と反対側の窓等を全開にして換気するよう、山梨県立男女共同参画推進センター利用申請者（以下「申請者」という。）に周知する。
- 上記にかかわらず、利用の際大きな音声を発生させる活動等の場合は、音声が発生する時間中は扉と窓は閉め、15分間に1回以上扉と反対側の窓等を全開にして、こまめに換気を行うよう、申請者に周知する。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 最低1mの対人距離を確保するよう、室ごとに県の基準に沿った標準的な定員を設定し、人数制限等を行う。
 - ・ 席の配置が決まっている場合、具体的な使用基準を定め、必要に応じて余分な椅子

等を除く、席と席の間にアクリル板を設置するなどして密集を回避する。

- ・ 配置が決まっていない場合は、1人あたりの専有面積を最低3m²として、施設内的人数を制限する。
- 予約制による滞在時間の管理等により、同時に多数の人が集まらないようにする。
- エレベーター、階段、トイレ、自動販売機前などにおいて、過度に人が密集する機会を減らすよう、申請者に周知し、あわせて表示する。

3 人ととの距離の確保（「密接」の回避）

- 近距離で人と人が対面する受付、相談業務等は、アクリル板などで遮蔽して行う。
- 近距離での会話や発声を避けるよう、申請者に周知する。
- 近距離での人の接触を伴う活動、大声を発する活動、マスクを外した状態での活動等は利用を制限する。
- 上記活動等での利用の場合、該当する業界が示すガイドライン等に沿った感染防止対策を書面で提出させ、対策が講じられていることを確認する。

【その他の感染防止対策】

4 マスクの着用

- マスク着用の徹底につき、申請者に周知するとともに、入り口にマスク着用がない場合の入館を制限する旨を表示する。

5 手洗い・利用後の消毒等

- 入館時、消毒設備で手指消毒を実施するよう、申請者に周知する。
- 各室利用後、利用者が触れた部分（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、窓のハンドル部分、電気のスイッチ、電話、ボードマークー等）を各室備え付けの消毒液及びペーパーで清拭し、使用済みのペーパーはビニール袋に密閉し、指定の場所に廃棄するよう、申請者に周知する。
- マイクの利用を極力避け、利用する場合も、マスクの着用の徹底やマイクの使い回しを避けるよう、申請者に周知する。
- 利用後のマイクは、他の貸出物品同様、貸出・返却の都度職員が消毒する。

6 体調チェック

- 入場者に対し、発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないよう、申請者に周知し、あわせて入り口にその旨を表示するとともに、体調に不安がある場合には、体温計を貸与して検温してもらう。

7 清掃・消毒

- 他人と共に用する物品や複数の人の手が触れる場所の消毒を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤等を用いて、1日1度以上行う。
　　＜高頻度に接触する部位＞
　　テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、窓のハンドル部分、電気のスイッチ、電話、手すり、エレベーターのボタンなど
- 施設内消毒時間確保等のため、利用時間を厳守し、時間前各室に入室することのないよう、申請者に周知する。
- 貸出物品は、貸出・返却の都度職員が消毒する。
- ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。
- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉した上で持ち帰るよう、申請者に周知する。

8 申請者による施設利用者の連絡先等把握

- 不測の事態に備え、施設利用者の氏名、連絡先等を把握しておくよう、申請者に依頼する。

【個別施設に係る特段の注意事項等】

9 トイレの衛生管理

- トイレの入り口付近に消毒液を設置する。
- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー、洗面台等）は、1日1回以上清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ハンドドライヤー、共通のタオルは設置しない。

10 休憩スペース等におけるリスク軽減

- 可能な範囲で他の申請者と休憩する時間をずらすよう、申請者に周知する。
- ロビーその他の休憩スペースでは、対面での飲食や会話を避けるよう、申請者に周知する。
- 最低1mの対人距離を確保するよう、休憩スペースの椅子等の配置を工夫する。

11 喫煙スペースの利用制限

- 利用を禁止する旨申請者に周知し、あわせて表示する。

12 レストラン

- レストラン運営者に対して、以下の事項を徹底するよう要請する。
 - ・ 密閉空間にしないよう、換気扇等を利用し、定期的な外気の取り入れを行う。
 - ・ 客席の距離をあける配置や案内、配膳の工夫をし、利用者同士及び従業員が手の

届く範囲以上の距離を保つ。

- ・ 利用客による料理の取り分けを避けるため、料理は個別提供を行う。
- ・ 客席は消毒用アルコール等で利用毎に消毒を行う。
- ・ 利用後の食器やゴミ類を取り扱う者は、清掃用の手袋を着用する。
- ・ **近距離での会話や大声、原則として60分以上の滞在を避けるよう表示する。**

1.3 きっずスペース

- 密集・密接を避けるよう、申請者に周知し、あわせて保護者向けに表示する。**

1.4 調理実習室

- 原則利用者が各自室内履きを用意し、備付けのスリッパを利用した場合は消毒の上返却するよう、申請者に周知する。**
- 近距離での会話や大声を避けるよう、また、飲食中等マスクを外した状態での会話を極力避けるよう、申請者に周知する。**
- 複数人が同一の食器により飲食しないよう、申請者に周知する。**
- 調理器具や食器類の洗浄・乾燥を徹底するよう、申請者に周知する。**
- 利用後、利用者が触れた部分の消毒を徹底するよう、申請者に周知する。**

1.5 レクリエーション室

- 利用者への検温・体調確認を実施し、利用者に厚生労働省が提供する新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促すよう、申請者に周知する。**
- 利用後、利用者が触れた部分の消毒を行うほか、床の清掃を行うよう、申請者に周知する。**

1.6 シャワー室

- 人の手足が触れる場所及び水の飛散する場所の消毒を、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤等を用いて、1日1度以上行う。**
- シャワー室の利用は、個室の数に限らず、1回につき1人とする。**
- 利用者は、手で触れた部分（蛇口、シャワーHEAD、シャワーカーテン、電気のスイッチ等）を備え付けの消毒液及びペーパーで清拭し、利用済みのペーパーはビニール袋に密閉し、指定の場所に廃棄するよう、申請者に周知する。**

1.7 ロッカールーム

- 人の手足が触れる場所の消毒を、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤等を用いて、1日1度以上行う。**
- 利用可能なロッカーを1列おきに限り、利用にあたって3つの密が生じないよう、申請者の周知し、あわせて表示する。**

III 具体的取組②（職員の衛生・体調管理）

1 マスクの着用

- 職員は、マスクの着用について遵守する。

2 手指消毒

- 職員は、業務開始時、他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などに必ず手指を消毒する。

3 体調チェック

- 職員に対し、業務開始前に体温や体調の確認を行う。
- 発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合、出勤を停止する。

IV 具体的取組③（イベント等における注意点）

1 イベント等開催時の注意

- イベント等を開催する場合で、最低1mの対人距離や一人あたりの専有面積3m²の確保ができない場合、別紙2に掲げる感染予防対策が徹底されていることを、申請者に確認する。
 - ・ 特に、国において示された業種別ガイドライン等における具体的な感染予防対策について、併せて遵守するよう申請者に周知する。
 - ・ 常時の大声、運動、食事を伴うものは、対象外とする。
 - ・ 1,000人以上のイベントについては、あらかじめ県の確認を受けるよう、申請者に周知する。

IV 具体的取組④（その他）

1 申請者への事前連絡

- 施設利用にあたっての注意事項、利用方法、人数制限等について、郵送等の方法により、事前に申請者に連絡する。

2 チェックリストの確認

- 本ガイドラインを遵守していることを確認するとともに、「やまなしグリーンゾーン認証チェックリスト【集会・展示施設】」による毎日の確認について公表する。

(以上)

別紙

山梨県立男女共同参画推進センター新型コロナウィルス感染防止対策に基づく各室定員

令和3年7月1日改訂

【ぴゅあ総合】

		面積	新定員	通常定員	机・椅子の数（変更後）	備考
1階	団体連絡室	84m ²	16名	30名	机7・椅子12	4名はソファー使用
	託児室	65m ²	7名	15名	-	
	情報資料室	85m ²	5名	10名	机2・椅子15	
2階	大研修室	250m ²	75名	150名	机50・椅子75	アクリル板設置
	中研修室	168m ²	48名	100名	机32・椅子48	アクリル板設置
	小研修室1	96m ²	20名	60名	机20・椅子20	
	小研修室2	42m ²	8名	24名	机8・椅子8	
	会議室	78m ²	15名	30名	円卓1・椅子15	
	工芸・美術室	65m ²	18名	36名	作業台6・椅子18	作業台1卓に3人
	調理実習室	101m ²	16名	48名	調理台9・椅子16	
3階	茶華道室(1)(2)	141m ² (42畳)	21名	80名	-	
	視聴覚・音楽室	121m ²	27名	80名	椅子27	
	レクリエーション室	225m ²	30名	50名	椅子30	

【ぴゅあ峡南】

		面積	新定員	通常定員	机・椅子の数（変更後）	備考
1階	団体連絡室	46m ²	8名	30名	机12・椅子8	
	調理実習室	75m ²	14名	36名	調理台7・椅子14	
	託児室	36m ²	3名	6名	-	
2階	研修室(1)(2)	192m ²	38名	200名	机36・椅子56	椅子のみ:56名
	視聴覚・音楽室	68m ²	14名	40名	椅子14	
	茶華道室(1)(2)	30m ² (16畳)	12名	20名	-	6名×2室
	工芸・美術室	60m ²	16名	30名	作業台6・椅子16	3名×5卓+1
	図書コーナー	120m ²	4名	8人	机1・椅子4	

【ぴゅあ富士】

		面積	新定員	通常定員	机・椅子の数（変更後）	備考
1階	視聴覚音楽室	86m ²	15名	70名	椅子15	
	団体連絡室	86m ²	16名	50名	机8・椅子16	
	託児室	45m ²	5名	10名	-	
2階	レクリエーション室	140m ²	20名	40名	-	
	茶華道室	86m ² (28畳)	14名	40名	-	
	調理実習室	86m ²	14名	40名	調理台7	
	工芸美術室	91m ²	14名	40名	作業台7	
3階	大研修室	200m ²	60名	250名	机40・椅子60	
	小研修室	61m ²	12名	45名	机12・椅子12	

※網掛け個所が変更した会場です。

※感染状況により定員を変更する場合があります。

<別紙2> イベント等の開催における感染防止対策について

- マスク着用100%を担保するため、
 - ・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができる体制をとること。
 - ・ マスクを持参していない者がいた場合、主催者側が配布すること。
 - ・ 大声を出さないことを担保するため、
 - ・ 大声を出す者へ個別に注意等ができる体制をとること。
 - ・ ラッパ等の鳴り物を禁止すること。
- 有症状者の入場を制限するため、
 - ・ 入場時の検温、体調確認を行うこと。
- 参加者を把握するため、
 - ・ 事前予約時や入場時に連絡先を把握すること。
 - ・ 参加者に厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促すこと。
- イベント前後の利用者の行動を管理するため、
 - ・ イベント前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）について注意喚起をすること。

やまなしグリーンゾーン認証チェックリスト【集会・展示施設】

山梨県立男女共同参画推進センター(ひゅあ〇〇)

日付	/	/	/	/	/	/	/
1. 3密の回避							
(1)換気設備の設置等(「密閉」の回避)							
・ビル管理法の対象施設である場合は、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすとともに換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行っている。							
・ビル管理法の対象外施設である場合、換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30m ³)を確保(収容人数を制限)し、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行っている。または30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合はドアを開ける)するなどの方法により十分な換気を行っている。また、換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知し、協力を要請する。	/	/	/	/	/	/	/
(2)施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)							
・入場者の制限などにより混雑度を管理している。							
・滞在時間の制限や予約制の活用などにより、同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。							
・動線の工夫やイベント等の制限などにより、施設内で過度に人が密集する機会を減らしている。							
(3)人ととの距離の確保(「密接」の回避)							
・最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保している。							
・席の配置は、四方の席を空ける、座席を一つ置きにするなど、対人距離を確保している。							
・一人あたり(従業員を含む。)の専有面積を最低3m ² として施設内の人数を制限している。							
・人と人とが対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。							
・近距離での会話や発生避けるようにしている。							
2. その他の感染防止対策							
(1)利用者の感染防止対策							
・マスク着用について、利用者に周知している。							
・店内入口に消毒設備を設置し、利用者の入場時に手指消毒、手洗いを実施している。							
・発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状があれば、入場しないよう要請している。							
(2)従業員の感染防止対策							
・マスク着用を遵守している。							
・定期的に手指消毒、手洗いを実施している。							
・業務開始前に検温・体調確認を行っている。							
・発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)がある場合には、出勤を停止させている。							
(3)トイレの衛生管理							
・トイレの入り口付近(トイレの外)に消毒液を設置している。							
・不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗净レバー等)を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒を行っている。							
・トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示して注意喚起を行っている。							
・ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、ペーパータオル、個人用タオルを準備している。							
(4)休憩スペースのリスク軽減							
・一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けている。							
・常時換気を行い、共用する物品を定期的に消毒している。							
(5)飲食スペースのリスク軽減 ※飲食スペースがある場合のみ							
・入店管理システムの二次元コードを掲示している。さらに、スマホ未使用者のために氏名、連絡先等(代表者のみ)を記入するように要請し店舗側で最低1ヶ月間(可能な限り3ヶ月間)保管している。	/	/	/	/	/	/	/
・基準に適合するパーテーションを設置して遮蔽している。	/	/	/	/	/	/	/
・席の近くに手指消毒用のアルコールを設置している。	/	/	/	/	/	/	/
・基準に適合する空気清浄機を、メーカーが指定する適用床面積に応じて設置している。	/	/	/	/	/	/	/
・二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施している。	/	/	/	/	/	/	/
・滞在時間の制限(概ね2時間程度を目安)等により、同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。	/	/	/	/	/	/	/
・大皿での提供を避け、個々に提供している。	/	/	/	/	/	/	/
・お酌や回し飲みを避けるよう注意喚起を行っている。	/	/	/	/	/	/	/
・グループ間が相互に1m以上確保できるように配置している。	/	/	/	/	/	/	/
(6)喫煙スペースの使用制限							
・喫煙スペースの利用制限を行い、2mの距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請している。	/	/	/	/	/	/	/
(7)清掃・消毒							
・他人と共に用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒している。							
・ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗っている。							
・鼻水や唾液などが付いたゴミ等は、ビニール袋に密閉して処理している。							
3. イベントの開催における注意点							
・施設内でのイベントを開催する場合、最低1mの対人距離や1人あたりの専有面積3m ² を確保している。							
・1000人以上のイベントについては、あらかじめ県(所管課)の確認を受けることとしている。							
・業種別ガイドラインを遵守している。							

営業日に記入 1年間保管